

わが国明治前半期の会社制度の展開過程

吉田準三

組の仕組があつただけである。⁽³⁾

明治維新後、新政府は富國強兵・殖産興業をめざして、欧米の文物・二人以上の無限責任社員によって構成される会社形態が合名会社であり、無限責任社員と有限責任社員によって構成される会社形態が合資会社であり、合資会社の有限責任社員の出資持分が株式として自由に売買される会社形態が株式合資会社であり、全社員が有限責任で、その出資持分が株式として自由に売買される会社形態が株式会社である。また、全社員が有限責任であるが、社員数が五十人以下に制限され、株式の発行が認められず、出資持分の譲渡は社員総会の承認を必要とする反面で、諸手続が簡略化されている会社形態が有限会社である。

ヨーロッパでは、まず、合名会社が歴史に登場し、それが合資会社へと発展し、さらに、株式会社へと発展したとされている。⁽¹⁾

また、歐米では、株式会社の准允は、はじめ、国王の特許状または議会の私法律によって行われたが、後には、免許制となり、さらに、十九世紀後半には、一定の要件を満たす会社は、株式会社として自由に設立を認める準則主義に移行したとされている。⁽²⁾

わが国では、江戸時代までは、会社形態はほとんど見られず、わずかに、合名会社類似の三井組の大元方の仕組や、合資会社類似の鴻池

制度を導入したが、その一つとして、西洋式会社制度を導入した。西洋式会社制度の導入は、わが国の急速な近代化をめざした明治新政府の人為的な政策によって行われたのであって、はじめは、わが国の社会になじまず、幾多の試行錯誤をくり返した。それでも、明治二六年七月、会社法をふくむ商法の一部が施行され、わが国でも近代的の会社制度が確立された。それは、明治二〇年前後に離陸し、明治三〇年前後に確立されたとされる日本の資本主義の発展の結果であると同時に、その後の日本の資本主義の発展の基盤の一つとなつた。

この論文では、明治二六年七月の商法の一部施行によつて、近代的会社制度が確立されるまでの明治前半期のわが国の会社制度の展開過程を明らかにする。

明治前半期は封建制から近代社会への過渡期であり、すべてが錯雜している。この時期の会社制度も、極めて錯雜した過程をたどつて展開した。それを整理してみると、次節以下のようになる。

(1) 大塚久雄著『株式會社發生史論』昭和十三年、一五三頁。

(2) 大隅健一郎著『新版株式會社變遷論』昭和六十二年、三九頁～九二頁。

(3) これらについては、安岡重明著『財閥形成史の研究』昭和四十五年、

及び安岡重明著『三井財閥史（近世・明治編）』一九七九年、などにくわしく述べられている。

二 西洋式会社制度の紹介書

歐米では、会社形態は実際の商業活動の中から自然発生的に生成した。しかし、わが国では、明治維新後、明治新政府の主導のもとに歐米の会社制度が移入され、人為的に発展させられた。その端緒となつたのが西洋式会社制度の紹介書である。

(一) 延慶三年、福澤諭吉は「西洋事情」を著し、その巻之一の商人会社の項で西洋における会社の仕組を紹介した。

(二) 明治二年、神田孝平はオランダ商法原本九百二十三ヶ条中の四十二条を抄譯し、「泰西商會法則」⁽¹⁾として出版した。

(三) 明治三年、時の大蔵省用掛・福地源一郎が英米の経済書中の会社編を抄譯・編輯して、「會社辨」⁽²⁾を著した。

(四) 明治四年、時の大蔵少丞（後に大蔵大丞）・澁澤榮一は、「立會略則」⁽³⁾を著した。

この「會社辨」と「立會略則」は合刻（合本）されて、官版として大蔵省より公刊されるとともに、明治四年六月、太政官の裁可を得て府県に頒布された。なぜ、そのようにしたかについて、大蔵省沿革志（明治前期財政経済史料集成第二卷所収）は、次のように説明している。「蓋シ商業ハ漸次ニ中外ノ例法ヲ參照シテ適宜ノ制度ヲ創設スル事政府目下ノ急務に屬スルモ 立會結社ノ事業ニ至テハ官府必シモ方法ヲ立定シテ一般ニ指諭ス可キ者ニ非ス 只々當サニ上文ノ二書ノ如キ普通ノ書籍ヲ刊布シ以テ人民ヲシテ自カラ立會結社ノ大益ヲ理會セシムヘキナリ」

そのような趣旨で會社辨と立會略則が頒布された結果、たとえば、大阪府は明治五年四月二十五日付の布達で、「會社・商社ヲ結フノ大意ハ、會社辨・立會略則ヲ熟讀スヘシ」（大阪府布令集二）と述べているよう、この二著は法令に準ずる役割を果たした。

澁澤の立會略則では、会社設立の手続を次のように説明している。「商社ヲ結フハ、元來心ヲ協セ力ヲニスル私權ヨリ生ス、故ニ其定約規則等國法ニ觸レ合フ事ナケレハ、何地何人ヲ論セス政府之ヲ准ササルヲ得サル筈ナリ」とし、「凡ソ商社ヲ結ハントスル時ハ、何社何業ヲ論セス其組合ノ人員、資本ノ金高、社中ノ業名及ヒ定約規則ヲ明細ニ書取り、免許ヲ其地方官ニ乞フ。地方官其乞ニ就テ能ク其人ト事トヲ審案シ、之ヲ的當ナリトセハ添翰ヲ以テ政府ニ伺ヒ、其許可ヲ乞フテ免許ヲ其商社ニ與フルモノトス」とした。

これは會社設立の准允に關して免許制を採用したこと意味している。そのような會社設立の免許制は、明治三十二年改正商法によつて準則主義に移行するまで続くことになる。

なお、福澤、福地、澁澤の三著は、会社の出資者・株主の責任については、何も触れていない。それは、それらが洋行の見聞や経済書中の会社に関する記述などをもとに書いており、西洋の会社法をもとにしているためであるが、それが明治十年代になつて、株主の責任の有限・無限をめぐつて紛糾する原因となつた。

ただ、神田の「泰西商會法則」は、オランダ商法の抄譯であり、その「業名仲間（吉田注、今日の株式会社のこと）の事」の四十に、「仲間の職業請合事なれば受合金高の限を定め限の外は請合はざる段條約中に定め置くべし」とある。これは、今日の表現では、「株主の株式引受額を定めておき、株主はその株式引受額以上の責任は負わない、

つまり、有限責任であることを定款に明記しておくべし」ということである。しかし、神田の著書は、西洋の法律の翻譯であり、官版でなかつたので、わが国の会社実務に直接の影響は与えなかつた。(神田孝平は、明治元年、開成所御用掛として政府に出仕し、制度取調関係の仕事に従事し、地租改正に有力な進言をした。元來は、経済学者で、エリスの「経済小学」の翻譯も出版している。後に、元老院議官、貴族院議員となる。世界大百科事典より)

(五) 官による外国の法律の翻譯書

明治五年、江藤新平が司法卿に任せられてから、司法省、大蔵省の翻譯局の手で、外国の法律の翻譯が行われ、官版として公刊された。そのうち、現在、国立公文書館(内閣文庫)所蔵のものをいくつかあげる。

- ① 佛蘭西法律書 翻譯局(箕作麟祥)譯 憲法、民法、商法、訴訟法、治罪法、刑法、明治八年
- ② 佛國商工法鑑 (佛) ドラクウルチー著 司法省(大井憲太郎)譯 明治十年
- ③ 英國會社類編 大藏省(和田信郎)譯 明治十年
- ④ 獨逸普通商法 商法編纂局(今村研介)譯 明治十六年
- ⑤ 佛國民法講義 ボアソナド著 司法省譯 明治十三年 (多数編あ

そればかりでなく、明治八年に刊行された箕作麟祥の佛蘭西法律書の翻譯書は、ただちに実務に反映した。明治八年七月七日付で三井組総轄・三野村利左衛門の名で東京府知事に提出された「三井銀行創立之大意」中に、「會社ノ體數種アリ就中無名會社ヲ善良トス」とある。三井組の人びとが、いかにしてフランス商法にある無名會社(ソシエテ・ア・ノ・ニーム、今日の株式會社)の制を知ったか不明であるけれども、それらの翻譯書の影響もあつたと思われる。

そして、無名會社に固有の全社員の有限責任制は、一般会社条例がわが国で制定されない間に、明治十二年七月卅一日の郵便報知新聞に、東京海上保険会社が開業廣告を出し、その中で、「責任有限」を宣言した。それは外国の会社法に定められた株式會社の制にならつてそうしただけであり、わが国の條例・法律上の根拠のないものであつた。その結果、明治十年代には、株主の有限責任・無限責任をめぐつて紛糾することになる。この点は後述する。

- (1) 明治文化全集第十二巻、四七四頁～四七八頁。
- (2) 同書、九六頁～一〇九頁。(原本は国立公文書館及び三井文庫所蔵)。
- (3) 同書、一一四頁～一二三頁。(原本は国立公文書館及び三井文庫所蔵)。

三 政府の殖産興業政策と会社管轄官庁の変遷

(一) 政府の殖産興業政策

このほか、ドイツ人口エスレルが起草した商法草案や、フランス人ボアソナードが起草した民法草案があり、明治十年代後半に公表された。それらの翻譯書と民法草案・商法草案が基礎となつて、明治二十年代の後半に、わが国の民法・商法が施行され、わが国の近代法制が確立されていったのである。

明治新政府の基本政策は、富国強兵・殖産興業にあつた。その結果、政府の産業政策は勧業つまり産業を保護育成することに重点がおかれた。しかし、明治のはじめ頃は、わが國の人びとの間には自ら進んで事業を興す気概も、資金も、技術も乏しかつた。そこで、政府は自ら模範工場を建て、政府直営の事業つまり官業を推進する一方で、人び

とを督励して合資結社の会社を興させ、必要なものには官金を下渡したり、貸付けたり、政府保証を与えた。それでも進もうとしたい人びとに威迫を用いたりした。⁽¹⁾

しかし、明治十年代半ばには、ようやく民間企業にも力がついて来たため、官業の必要性が薄れると同時に、中には、官業と民業が競合するものも出て來たので、明治十三年、「工場拂下概則」を布達し、官営の工場・牧場・鉱山などを民間に払下げることにした。それらを払下げてもらつた企業が、後に、日本の資本主義の中核を形成することになる。

そのような政府の保護育成政策によつて近代産業が發展していくたが、そのための政府資金の源泉は、地租改正（明治六年～十四年）による地租と公債による資金調達であつた。とくに、農産物の国家権力、地主、小作人の取分の比率は、それぞれ、三四%、三四%、三二%であつたといわれる。⁽²⁾ そのような小作農民からの高率の収奪が、日本の資本主義の本源的資本蓄積の基礎になつたのである。それは、政府の手で農業部門から資金を吸い上げ、それを工業部門へ投入する過程であつた。とくに、明治十四～十七年の松方緊縮財政によつて紙幣整理が進められたが、そのデフレの影響で、十四年に八円だった米価は、十七年には四円まで下落し、農村の疲弊は一層甚しくなつた。それに伴つて、地方の商工業も衰えた。その一方で、明治十年代後半には政府の補助を受けた綿絲紡績業が芽生えた。そして、綿絲紡績業のための労働力が農村から供給されることになつた。

(1) 菅野和太郎著『日本會社企業發生史の研究』昭和六年、一三八頁。

(2) 福島正夫著『日本資本主義の発達と私法』一九八八年、二二三頁。

(3) 『明治前期財政経済史料集成』第二十卷、一二〇五頁。

(二) 会社管轄官庁と会社関係法令の変遷

(一) 商法司⁽¹⁾

明治元年閏四月、会計官中に商法司を置く。本署を京都に、支署を大阪に置く。ついで、同年十二月、東京に支署を置いた。商法司は、収税と勧商を兼ねた役所であつた。同年五月、商法司は酒造營業規則を触れ、醸酒戸は商法司に届出て鑑札を受け取ること及び酒百石につき金二十両の税を納めるべしとする税則を触れた。また、商法司は商法会所を設け、商家は商法会所に届出て、それぞれ、鑑札を受け取るべしとする商家營業及鑑札規則を触れた。同時に、商法司は商法大意を触れ、その中で、「株仲間の入數増減勝手たるべき事」を宣言した。⁽²⁾ これにより、従来の閉鎖的かつ特權的株仲間は廃止されることになつた。（なお、このとき廃止された株仲間に代つて、明治十三年十一月、東京府は同業組合を立ててよいとする布達を出し⁽³⁾、大阪府は明治十四年十月に商工業取締法を布達して、同業仲間をつくることを命じた。ただし、それらの組合や仲間は、あくまで、職業選択自由の原則に立て、やめたければ廃業でき、組合・仲間から脱退でき、ただ、その職業についている間は加入する義務があるとするものであつた。したがつて、組合員・仲間たることが旧株仲間のような権利ではなく、もちろん、その資格を売買するようなものではなかつた。）

商法会所は太政官札を融通し、商業の振興をはかつた。明治二年三月、商法司は廃止され、収税の事務は租税司に、勧商の事務は通商司に引継がれた。

(1) 『明治前期財政経済史料集成』第三卷、三五一頁～三六二頁。

(2) 菅野、前掲書、一一七頁。

(3) 国立公文書館所蔵の東京府布達（明治五年～一六年）。

(4) 『明治大正大阪市史』第六卷、七二九頁～七三〇頁。

なお、大阪府の商工業取締法は、明治十四年七月三十日付で大阪府知事宛に提出された大阪商法會議所の「商業取締に關する建議書」（『明治大正大阪市史』第七卷、九一一頁～九一六頁）にもとづくものであつた。そこでは、不良品排除等のため、組合・仲間の必要を訴えている。

(二) 通商司⁽¹⁾

明治二年二月、三府（東京、京都、大阪）と各開港場に通商司を置く。はじめ、通商司は外国官に属し、明治二年五月、会計官に属し、同年七月、会計官廢され、大蔵省を建てるに伴い、大蔵省に属し、同年八月、民部省に属し、明治三年七月、再び大蔵省に属し、明治四年七月、廢止された。

明治四年八月、大蔵省職制並事務章程が改定され、その第十八に、「通商並ニ勸農ノ事、附諸會社ノ事」と規定され、会社の管轄は大蔵省ということになった。
明治四年八月、大蔵省職制並事務章程が改定され、その第十八に、「通商並ニ勸農ノ事、附諸會社ノ事」と規定され、会社の管轄は大蔵省とすることになった。

通商司の権は、一、物價平均流通ヲ計ルノ権、二、開港地貿易輸出入ヲ計リ、諸物品賣買ヲ指揮スルノ権、三、兩替屋ヲ建ルノ権、四、諸商社ヲ建ルノ権など九項目とされた。⁽²⁾ それらの権にもとづき、通商司は為換会社を建て、それらを指揮した。しかし、兩会社とも大きな損失を出し、明治六年三月、解散された。それより先、明治四年七月、通商司は廃止され、為換会社は大蔵省紙幣寮の所管となり、通商会社は府藩県の所管となつた。東京商社は大蔵省直轄となつた。為換会社、通商会社については後に述べる。

- (1) 『明治前期財政經濟史料集成』第三卷、三五一頁～三六三頁。
- (2) 『同史料集成』第十六卷、四三頁。

(三) 大蔵省と府県庁

明治二年七月、民部省が置かれ、戸籍、租税、駅遞、鉱山、済貧、養老などを掌す。管下に、地理、土木、駅遞、租税、監督、通商、鉱

山、の七司を置く。同年八月、大蔵省と合併したが、大蔵省の権力が大きくなり過ぎたため、明治三年七月、大蔵省と分離して民部省が復活し、土木、駅遞、鉱山、通商、聽訴の五司と、社寺、鉄道、電信、灯台、製鐵の五掛を置く。明治三年十月、工部省設置に伴い、その多くが工部省に移管され、民部省は寺院寮と地理、駅遞、土木、庶務の四司を管した。明治四年七月、民部省廃され、その事務は大蔵、工部両省に分属した。⁽¹⁾

明治四年八月、大蔵省職制並事務章程が改定され、その第十八に、「通商並ニ勸農ノ事、附諸會社ノ事」と規定され、会社の管轄は大蔵省とすることになった。
明治四年八月、大蔵省職制並事務章程が改定され、その第十八に、「通商並ニ勸農ノ事、附諸會社ノ事」と規定され、会社の管轄は大蔵省とすることになった。

その一方で、明治四年七月、廢藩置縣が行われ、同年十一月、県治条例が布告された。⁽³⁾ その県治事務章程上款第二十一条に、「諸會社ヲ許ス事」が規定されるとともに、同上款末尾に、「以上ノ各款令參事コレヲ判決シ處分ノ法案ヲ作り主務ノ省ニ稟議シ許可ノ後施行スヘシ」と規定された。これにより、会社設立の准允は、地方官（府県官）経由で大蔵省の許可により行われることになった。そのような会社設立准允手続は、瀧澤の「立會略則」の趣旨に添うものであつた。また、その手続は、会社設立について許可制をとつたことを意味する。

(1) 民部省については、世界大百科事典による。

- (2) 大蔵省事務章程は、『明治大正保険史料』第一卷、第一編、第一、第二、第三類の第三類、一七頁～一九頁に掲載されている。また、国立国会図書館所蔵の「法令全書」にも掲載されている。
- (3) 県治条例県治事務章程は、同保険史料一九頁～二三頁に掲載されてゐるほか、「法令全書」もある。

明治五年七月、大蔵省は大蔵省諸務局章程を定めた。それによると、

諸務局に内、外、編輯の三課を置き、そのうち、内課について、「府縣ヨリ會社規則創立（銀行類似ニ非サルモノ）等ノコヲ申牒スルアレハ其條款ヲ査閱シ可否ヲ審判シテ不可ナル所アレハ即チ正訂ノ法案ヲ設クルヲ要ス」とした。⁽¹⁾これにより、大藏省内に會社設立准允審査機関が設けられたことになる。

明治五年十一月、國立銀行条例が布告された。⁽²⁾國立銀行については後に述べる。

明治六年五月、大藏省は、「今般諸商會等銀行類似ノ營業ハ總テ紙幣寮ニ於テ令管轄候條以來右類ノ營業新創願出ノ向ハ同寮宛ニテ管轄廳ノ添翰ヲ以テ可願出事」を府県に布達した。⁽³⁾

國立銀行は當然大藏省紙幣寮の管轄であり、それに加えて、この布達により私立銀行及び銀行類似會社が同寮の管轄となつた。

（1）『明治大正保險史料』第一卷、第一編、第一、第二、第三類の第三類、二四頁。

（2）國立銀行条例は、「法令全書」に掲載されている。

（3）（1）と同じ頁。

さて、そのように銀行等は、すべて大藏省の管轄となつたが、その出願情況はどうであつたか、それについて、明治財政史は次のように述べている。⁽¹⁾

明治五年十一月國立銀行條例ノ頒布アリテ新ニ金融機關設立ノ途ヲ啓カレタルニ拘ラス尙ホ私立銀行及銀行類似會社ノ設立ヲ出願スル者無慮一百ニ上レリ是ニ於テ政府ハ當時未タ一般條例ノ制定アラサルヲ以テ其社則ヲ點檢シ是ニヨリテ其業務並契約ノ當否ヲ調査シ成法ニ抵觸セス又公衆ノ妨碍トナラサル程度ノモノハ夫々「願意聞届」或ハ「府縣限り聞届置クヘキ」旨を指令シテ之ヲ許可セシメタリ、然ルニ

シテ他ノ同業者ヲ抑制シ或ハ狡猾ノ徒之ヲ假り募金シテ以テ自給ノ資ト爲スノ奸策ニ出ツル者アリ又會社保護ノ方法ナキニ由リ今年創立セルモノ、來年ハ既ニ其形跡ヲ絶ツモノ、或ハ官許ヲ得テ遂ニ開業ニ至ラサルモノ等アリテ、或ハ存廢常ナク、或ハ始アリテ終ナク其間債主株主等ノ損害ヲ蒙ル者少カラスコレ偏ニ法律ノ之ヲ保護救濟スルモノナキニ由ラスンハアラサルナリ。如斯一定ノ法律ナクシテ漫ニ官許ヲ附與スルハ却テ世人ヲシテ妄信ヲ會社ニ置カシムル所以ナルカ故ニ會社條例ノ制定以前ニ於テハ寧ロ人民相互ノ協議ニヨリテ營業セシムルニ如カストシ明治七年四月已降ハ『追テ一般ノ會社條例制定相成候迄人民相對ニ任セ候儀ト可相心得候事』ト指令セリ。

明治八年十一月、県治条例が廃止され、府県職制並事務章程が布達された。しかし、これによつても、會社設立准允手続に大きな変更はなかつた。

明治十一年七月、府県職制並事務章程廃され、府県官職制が布達された。それによつて、會社設立准允の権限は、府県官に大幅に委譲されることになつた。その後の情況を、明治財政史は次のように述べている。⁽²⁾

「諸會社設立ノ請願ニ關シ條例規則ニ依リ地方官ヲ經由スルモノノ外ハ其事ノ重大ナラス且例規アル以上ハ府縣長官ハ便宜處分スルヲ得ルニ至リタリ因テ東京府ハ從來ノ銀行類似會社ノ設立出願ニ對シ爾後會社條例ノ制定迄ハ府縣限りニテ人民相對ニ任セ置クヘキ旨届出テ其他ノ府縣ニ於テモ其廳限り處分スルアリ從テ其定款規則ノ如キモ往々不完全ナルヲ免レサルノミナラス政府ノ管理亦充分ナラサシテ開閉常ナク興廢明ナラサルニヨリ其間公衆ノ利益ヲ阻害スルコト幾何ナ

わが国明治前半期の会社制度の展開過程

ルヲ知ラス且府縣ヲシテ各自ノ意見ニ任セ縱ニ處分セシムルトキハ其許否ノ寛嚴權衡ヲ得ス地方ニヨリ便宜ヲ異ニスル結果ヲ來タスヘキヲ以テ
明治十五年五月六日、大藏省ハ省令第十號ヲ以テ各府縣へ左ノ如ク達シタリ

『私立銀行竝ニ銀行類似會社ノ儀地方廳限り承認候向モ有之候處管理上ノ都合有之候條自今創立出願ノ節ハ其定款規則書等相添ヘ一應當省へ稟議ノ上承認イタシ候儀ト可心得此旨相達候事』

但定款規則等改正ノ節モ本文ニ準シ更ニ稟議イタスヘク候事』

而シテ從前私立銀行竝銀行類似會社ノ請願ニ對シ追テ私立銀行ノ爲メ條例制定セラル迄ハ人民相對ノ契約ニ任セ不苦旨ノ指令ヲナシ來リタルモ明治十九年九月以降ハ之ヲ改メ於其廳承認イタシ其月日更ニ届出ヘシト指令スルコトトセリ
以上述ル所ヲ概括スレハ私立銀行竝銀行類似會社ハ從前地方官ニ於テ大藏省ノ指令ニ依リテ許可スルアリ又其管轄廳限り許可スルアリ又人民相對ニ任スヘキノ指令ヲ付スルアリ又人民ニ於テ一切政府ニ申告セスシテ自己ノ意思ヲ以テ創立スルモノアリ故ニ私立銀行及ヒ銀行類似會社設立ノ原因ハ左ノ三種ニ大別スルヲ得ヘシ

一、官其設立ヲ承認シタル者

(一) 地方廳ニ於テ大藏省ノ指令ニヨリ承認シタルモノ
(二) 地方廳限り承認シタルモノ

二、人民相對ニ任カスノ指令ヲ受ケタルモノ
三、隨意ニ設立シタルモノ

斯ノ如ク會社ノ成立ニ種別アリト雖特ニ法律ノ據ルヘキモノ無キヲ以テ其設立ハ單ニ人民ノ契約ニヨル外ナク三者ノ權能一モ異ナル所ナ

ク從前官許ノ効ハ實ニ絶無ト云ハサルヲ得ス
其レスノ如ク會社ニ關スル特定ノ規律ナシト雖モ明治十七年以後大藏省ニ於テハ其結社請願ニ對シテ一定ノ準則ニ從テ其許可ヲ決シ甲乙其主義ヲ變更スル所ナカリシナリ今其内規ヲ擧クレハ大要左ノ五項トナス

第一株主ノ責任ハ必ス無限タルヘキコト尤モ十九年以降ハ資本金五十萬圓以上ニシテ地方官ノ申牒ニシテ特別ノ事情アルモノハ特ニ保證有限責任ヲ認可セリ東京ノ割引銀行、京都ノ商工銀行、富山ノ高岡銀行ノ類是ナリ

第二株金ハ必ス壹萬圓以上タルヘキコト

第三株金ノ拂込ハ必ス一箇年以内タルヘキコト

第四貯蓄預金專業ノ銀行會社ハ從前之ヲ承認セシト雖モ責任ノ明確ナラサル私立銀行會社ヲシテ該預金ヲ爲サシムルモ之ヲ監護スルニ由ナキヲ以テ其創立ヲ許可セス通常ノ銀行會社ニシテ貯蓄預金ヲ兼營スルハ勿論之ヲ許サス

第五銀行本來ノ業務以外ノ業ヲ營ムヲ許サス

(1) 『明治財政史』第十二卷、五三三頁～五三四頁。

(2) 同書、五三五頁～五三七頁。

さて、以上が私立銀行並に銀行類似會社に対する大藏省の対応の仕方である。その中で注目されるのは、「官許ノ効絶無」と言つてゐることである。十九世紀後半、歐米諸国で株式會社の設立に準則主義が採用されるようになつたが、それには、官による審査が大変である、しかも、その審査結果が信頼できない、逆に、不正な手段（ワイロなど）で官許を入手する者が出来るなどの弊害を伴う、などの理由があつた。たとえば、アメリカについては、次のようなことがいわれている。⁽¹⁾

「十九世紀の初期においては、株式会社はそれぞれの州の立法によつて賦与される特許状によつて設立された。初期の運河・有料道路・鉄道などの事業会社の多くはこの方法によつていた。しかし、かかる方法は詐欺と腐敗をもたらしやすかつた。不健全な会社が贈賄により何らの障害もなく特許されたにもかかわらず、最も誠実な事業家がしばしば特許を受けるに際して困難に遭遇した。加うるに、上述の方法によると、各個の会社に関する法律の制定について多大の時日を要したのみならず、議会の仕事が著しく加重された。かかる欠陥を克服するために、会社の設立に関する一般的法規の制定が考慮されるに至つたのである。⁽¹⁾

「一八三五年以後、一般会社法制定への傾向が現われ、ことに十九世紀の中半頃になると、各州の憲法に会社の設立に関する特許状の賦与を禁止する規定が採用された結果、多数の州で一般会社法の制定が必要となつた……十九世紀後半になつて、アメリカ各州の近代的株式会社立法がほぼ確立されるに至つたのである。⁽²⁾

(1) 大隅健一郎著『新版株式会社法変遷論』八七頁。

(2) 同書、九〇頁。

わが国でも、明治五年以来、官によつて会社設立が勧奨され、官の許可によつてその設立が認められて來たが、官許の実効が乏しいことが認められるようになり、しだいに、自由設立へと變つていつた。その現れが、東京府の次の布達である。⁽¹⁾

東京府布達 甲第二十一號 明治十三年三月二十二日

條例規則ノ限ニ非サル諸會社設立之儀當廳へ出願致來候處左ニ掲ル會社ヲ除ノ外ハ自今出願ニ不及候條設立スルハ方法規則等ヲ具シ其郡

區役所ニ届置クヘシ 此旨布達候事

水利堤防道路橋梁ニ係ル會社
水陸運輸ニ係ル會社

私立銀行並銀行類似ノ會社
保険ニ係ル會社

なお、出願を要する会社として、後に、次の三種の会社が追加された。⁽²⁾

漁業採藻ニ係ル會社（明治十五年六月）

貸倉庫荷預リニ係ル會社（明治十五年九月）

伊豆七島ニ係ル會社（明治十六年六月）

(1) 内は追加年月である。

つまり、右の除外条項に該当しない会社については、届出義務のみとしたのである。届出義務を課したのは、収税上の都合もあつたと思われる。会社に対する税として、營業税雜種税が課された。⁽³⁾

東京府布達 甲第百四十四號 伊豆七島・小笠原ヲ除ク

營業稅雜種稅賦課規則 明治十三年十一月十日

明治十三年度ノ課稅左ノ通相定候條此旨布達候事

會社資本高 千分ノ十二

卸賣商 仕入高 千分ノ三

仲買商 賣上高 千分ノ三

小賣商・雜商 賣上高 千分ノ六

.....

(1) 国立公文館所蔵の東京府布達明治五・十六年及び『明治大正保險史料』第一卷、第一編、第三類、一頁。

(2) 同保險史料、二頁。

(3) 東京府布達明治五・十六年。

わが国明治前半期の会社制度の展開過程

なお、大蔵省は、はじめ、通商・勧農付諸会社の事を管轄していたが、銀行並に銀行類似会社以外の一般の会社については、府県の申請をそのまま認めることが多かつた。

初期の府県の会社設立願審査は、かなりきびしく、たとえば、東京都公文書館所蔵の「諸會社願綴」（明治八年）などの中に、却下されたものが相当ある。それは一つには、人民が会社をよく理解せず、考え違いをして出願したものがあるためである。それと、願書の文言に公益に役立つことを唱えたものが多い。その一つをあげる。

「工匠社」（大工組合會社）

この会社は、大工等の工匠を差配し、彼らを教育・訓練・指導して、世間に貢献する趣旨の願書を提出したが、明治八年四月四日付で、東京府知事より、「書面願之趣相對自由ヲ束縛スルノ筋」があるという理由で、「難聞届候事」として却下された。

(四) 内務省

明治六年十一月十日、太政官布告をもって内務省が設置され、明治七年七月一日より省務を始めた。同日、内務省職制並事務章程が太政官より布達された。その事務章程下款第二十二条に、「金券發行會社ヲ除クノ外諸會社設立ノ准允ヲ與ル事」とあり、また、同下款末尾に、「右下款各條本省専任ノコトス」とある。また、内務省に勸業寮を置き、その勸業寮事務章程第十三条に、「諸會社ノ法則ヲ考案シ卿ニ申呈シ其指圖ニ依リテ之ヲ施行スヘシ」とある。

さて、ここで問題となつたのが、私立銀行及び銀行類似会社である。右の条文では、金券發行會社つまり紙幣を発行する国立銀行以外はすべての会社が内務省の管轄になる。それに対し、大蔵省は国立も私立も銀行に違ひないのでから大蔵省の管轄にして欲しい旨を太政官に伺

い、太政官は明治八年六月、金券發行會社以外はすべて内務省の管轄とし、大蔵省に關係のある会社については、内務省から大蔵省へ協議することとする旨を大蔵省に達した。⁽²⁾

もともと、慶應三年、王政復古後、太政官のもとに内國事務總督がおかれ、それが民部官、民部省となつた。その一方で、会計事務總督がおかれ、それが会計官、大蔵省となつた大蔵省に、民部省が吸收された。その後、再び内務省として分離独立したのであり、その業務には重複する面があつた。しかも、大蔵省の勢力が強かつたので、民部省・内務省側には大蔵省に対抗する氣風があつたといわれている。⁽³⁾

結局、この管轄範囲の問題は、内務省事務章程の条文はそのまままで置かれ、実際には、私立銀行並銀行類似会社の准允や管理は、大蔵省が行つてゐる。たとえば、明治八年七月、三井銀行創立出願に対し、明治九年三月三十一日付で、大蔵卿の名で指令が出されている。⁽⁴⁾

明治九年六月、内務省事務章程が改定され、内務省は、「諸銀行及び右類似ノ會社及ヒ鑛山・鐵道・電信・燈臺ニ係ル會社ヲ除クノ外諸會社ノ規則ヲ創立更正シ、設立ヲ准允スル事」を管掌することになつた。⁽⁵⁾

明治九年八月、国立銀行条例が改正された後、「内務、大蔵兩卿ハ連署シテ國立銀行ノ設立ヲ獎勵スヘキ旨地方官ニ内達シタリ」している。⁽⁶⁾これは、内務省が府県などの地方官を管轄していたので、両卿の連名としたものと思われる。

明治十一年一月には、右の除外會社に、株式取引及右類似の会社及米商會所が加えられ、それらは大蔵省の管轄とされた。⁽⁷⁾因みに、

明治十一年五月 株式取引所条例

明治十二年二月 米商会所条例中改正

が、それぞれ布告された。

明治七年三月の内務省勧業寮事務章程第一條に、「勸業寮ハ全國農工商ノ諸業ヲ勸奨確實盛大ナラシムル事務ヲ掌管スル所ナリ」とあり、第二條に、「……諸會社ヲ勸誘シ益天造人造ノ諸物産ヲ擴充スルヲ圖ルヘシ」とあるように、内務省の仕事は、勸奨・勸誘することであつたから、内務省の諸会社に対する態度は、とくに問題がなければ許可する方針であった。もっとも、先にあげた東京府の諸会社願綴（明治八年）の中には、「難聞届」として、内務卿、内務大丞から却下されたものが数件あるが、それらは会社の意義を理解していないと思われるものである。

なお、内務省も大蔵省の「人民相對營業」の原則を踏襲している。それは右の綴の中の許可書に、「人民相對ニ任セ候儀ト可相心得事」と記されていることや、東京府の同に対する明治十一年八月二十九日付の内務省の指令にも現われている。

書面伺之趣ハ左之通指令及ヒ候義ト可相心得事
人民へ指令案
書面會社設立儀ハ追テ一般ノ會社條例制定相成候迄ハ人民ノ相對ニ被任候條其旨可相心得事

明治八年、司法省（箕作麟祥）訳の仏蘭西法律書が公刊され、ようやく西洋式会社制度とくに全社員有限责任の無名会社つまり株式会社の制度が知れ渡るにつれ、明治十年代になつて、たとえば、東京海上保険会社が明治十二年七月三十一日付郵便報知新聞に開業広告を載せ、

その中で、「責任有限」を謳つたりしたので、世間で、会社或はその出資者の責任の有限・無限について、ようやく問題になつて來た。⁽⁹⁾それに対し、内務省は一般に有限責任を認めたとされる。

もちろん、内務省が出資者・株主の有限責任を認めて、それは「人民相對ニ被任候」なのであるから、裁判所がそれを訴訟の上で認めるかは確かになかつた。このことは、実際に、明治十年代後半になつて、株主の責任の有限・無限をめぐる紛争となつて現われる。その点は、次項の明治前半期の会社の実態のところで述べる。

明治九年五月、内務省の勸業寮の商務を分割して勸商局を置く。その一つの掛として通商掛が置かれ、通商掛担当概則に、「：兼テ諸會社ノ事務ヲ處辨シ……」とある。

明治十一年十一月、内務省勸商局を廃し、明治十二年一月、大蔵省に勸商局を置く。⁽¹⁰⁾

- (1) 『明治大正保險史料』第一卷、第一編、第一、第二、第三類の第三類、二五〇三三頁。
- (2) (1)の第三類、三三三頁。
- (3) 『内務省史』大霞会編、第一卷、一頁～四〇頁。
- (4) 『明治財政史』第十二卷、五一三三頁。
- (5) (1)の四六頁。

なお、鉱山・鐵道・電信・灯台に係る会社は工部省の管轄となり、後に、それらは遞通省その他の管轄となる。

- (6) 『明治財政史』第十二卷、五一五頁。
- (7) (1)の第三類、四七頁。
- (8) 同、四九頁。
- (9) 福島正夫著『日本資本主義の発達と私法』二六二頁。ただし、出典

は民事要録戌編、上巻一〇九頁以下とされている。

(10) (1)の第三類、四四頁。

(11) 同、五五頁。

(五) 農商務省

明治十四年四月、農商務省が設置された。それに伴い、内務省勸農局と大蔵省勸商局を廃止し、内務省駅逓局、山林局、博物局及び付属博物館を農商務省に移管した。⁽¹⁾

農商務省事務章程によれば、農商務省に書記、農務、商務、工務、山林、駅逓、博物、会計の八局と農商工上等會議を置き、また、事務章程第四条に、「商務局ハ勸商會社度量衡商船海員商業上ノ統計二關スル文書ノ採集及ヒ商法會議所ニ關スル事務ヲ調理ス」と定められた。⁽²⁾さらに、明治十四年六月に定められた各局処務規定によると、商務局に会社課を置き、会社課は、「本省所管ノ諸會社組合及ヒ米商會所株式取引所市場等ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理ス」ことになった。⁽³⁾

明治十九年一月、農商務省事務条項が定められ、会社課に代つて商事課が置かれ、前記の会社課の事務とともに、「中外通商ニ關スル事務」を掌することになった。⁽⁴⁾

農商務省もまた、会社設立准允に関しては、大蔵、内務両省と同様に、「人民相對ニ任セ候」との方針をとった。しかし、農商務省は、前田正名大書記官を中心にして、農商工の現況、その不振の原因及びその対策をまとめ、「興業意見」を発表し、おおいに、その打開の道を切り開こうとしたところが、前二省と異なるところである。もつとも、「興業意見」の建議は、ただちには実現せず、約十年遅れて実現した。次に、項を改めて、「興業意見」が明らかにした当時の商況とくに會社の情況につき見てみよう。

(1)『明治大正保險史料』第一巻、第一編、第一、第二、第三類の第三類、五六頁。

(2) 同、五九頁。

(3) 同、六一頁。

(4) 同、六九頁。

四 明治前半期の会社の実態

明治十四年四月、農商務省が設置され、農商務大書記官に前田正名が任せられた。就任後、前田正名が編集責任者となり、明治十八年十二月末、前田正名が非職被仰付までに、わが国の明治前期の経済危機の原因を調査し、将来の産業奨励の目安をまとめたものが、「興業意見」である。

現在、「興業意見」は、明治前期財政經濟史料集成第十八、十九、二十卷として収録されている。

「興業意見」地方、長野県、農商工に係る法律の影響及将来法律を要する情況の項に、次のよくな記述がある。⁽¹⁾これは、明治十七年頃の情況と思われる。

「長野縣下會社ノ總數ハ凡ソ六百有餘ナリ。其中運送會社三百二十餘、貸金會社百八十餘ナリ。ソレラヲ除クノ外ハ、生絲、蠶種、薪炭等ノ營業に屬スルモノナリ。會社ノ始メテ興リシハ明治五、六年頃ニシテ、興廢相續クモノ殆ント枚舉スヘカラス。現今會社ノ景況ハ概々困難ノ姿ニシテ、最モ甚シキモノハ貸金會社トス。其組織ハ概々皆不完全ニシテ、將ニ瓦解ニ至ルモノ凡ソ其半ニ過ク。貸金會社ノ斯クノ如ク増殖シタル所以ノ者ハ、明治十年頃ヨリ銀行ノ設立頻リニ起ルヲ見テ、貸金營業ハ大利ヲ攫スル者ナリトノ妄想ヲ起シタルト、十一年

頃ヨリ米價非常ノ昇騰ノ爲メニ農家ノ収利頗ル饒カナリシトニヨリ、一時ニ此多數ノ貸金會社ヲ見ルニ至リタル者ナリ。是ヲ以テ近邇物價ノ低落ニ連レテ、往々營業ノ維持ニ苦ムモノアリ。之ヲ要スルニ所謂一時ノ流行ニシテ資本ノ定度規則ノ完全土地ノ適否等ヲモ察セズ、啻二會社設立ヲ益アルモノト誤想シ、輕舉流行ヲ逐ヒ今日ノ慘狀ヲ呈スルモノナリ。今ニシテ放任スルトキハ、恐ラクハ人民ヲ害スル僅少ナラス、他日救フ能ハサルノ極ニ至ラシムルモ亦測ルヘカラス。是レ畢竟會社條例ノ設ケナキニ因ルモノナリ。」

そのような情況は、東京府にも見られる。

「(東京府では明治)六年ヨリ十六年マデ十一年間ニ設立以來繼續セルモノ百三十二、廢穢セシモノ百五十二、實ニ嘆スヘキノ至リ」であつたといわれている。⁽²⁾

東京府史には、「明治五、六年頃から群小會社が雨後の筈のように叢生し、府知事にその設立許可を請願するに至つた。次に示すものは明治六年から同七年に亘る書類に残つてゐるこれ等請願諸會社名の抄録である」として、三百四十二社の社名が載つている。⁽³⁾

ただし、「同七年に亘る」は、「同十七年に亘る」の誤りであると思われる。なぜなら、三井物産会社（明治九年）、東京海上保険会社（明治十二年）、共同運輸会社（明治十五年）が載つており、また、日本郵船会社（明治十八年）は載つていなからである。（）内はそれぞれの設立年次である。

なお、それは請願会社名の抄録であり、却下されたものも含まれてゐるので、右の継続百三十二、廢穢百五十二、計二百八十四という数字は、それほど間違つていないと思われる。

長野県、東京府という少數の資料では、全国の実態を把握できない

が、それでも、明治五年から同十七年の間に、相当数の会社が設立され、その間に、その半数以上が廃退したと推定しても誤りではないと思われる。

(1) 『明治前期財政経済史料集成』第十九巻、三一〇頁。

(2) 福島正夫著『日本資本主義の発展と私法』六五頁。ただし、出典は、法典調査會商社法第一讀會筆記第四卷、明治十七年六月十四日付、會社條例編纂委員長宛、農商務卿回送書第二項會社組合興廢ノ現況、とされている。

(3) 『東京府史』行政篇、第三巻勸業、三〇六頁～三一三頁。

「興業意見」では、産業不振の現状を分析し、その第七農工商ノ規律立タサル事其ニ會社律ノ立タサル事として次のように述べている。⁽¹⁾

「石川縣下金澤ニ於テ、會社ノ責任上ニ就テ人民疑義ヲ生シ、有限责任會社（鎖店身代限等ニ當リ、其責任ハ株金高ニ止ル旨ノ社則ヲ設ケ營業スルモノヲ云フ。）ハ恃ムヘカラス、又無限責任會社（鎖店身代限等ニ當リ、其責任ハ株主各自ノ資産ヲ盡シテ辨償スル旨ノ社則ヲ設ケ營業スルモノヲ云フ。）ハ株主ノ變轉アリテ信スヘカラサル旨ヲ論辨シ、夫カ爲メ遂ニ商業上ニ變動ヲ起シ、其餘勢歐米ニ所謂パニックヲ生シ、當一月以來一時ハ實ニ不容易變況ヲ呈シ、尚ホ將來如何ノ結果ヲ現出スヘキヤ知ルヘカラス。」

又東京府下ニ於テ或ル有限責任會社ヲ解散シ、其社員等社則ニ據リテ株金及ヒ會社に屬スル資産限ヲ以テ各債主へ負債ヲ消却セシニ、社則ハ株主中ノ契約ニ止マリ、社外ニ其効ヲ有セサルノ趣旨ヲ以テ其債主ヨリ貸金ノ不足ヲ各株主ニ要償シ、終ニ出訴ニ及ヒ未タ其判決未濟モノ數件アリ。其判決ノ模様ニ依テハ將來ノ影響如何ト掛念スルモノアリ。或ハ曰フ、社則ニ有限責任ト掲載アルモ、社外ニ對シテハ一々

別段ノ契約ヲナスニアラサレハ其有限責任ノ効ヲ有セサルモノトス、故ニ各株主ノ資産ヲ盡シテ辨償ノ責ニ任セサルヘカラスト。

是レ固ヨリ條令ヲ以テ之ヲ認メサル以上ハ、或ハ法理上當然ノ義ナルヘシト雖モ、有限責任會社ノ積リヲ以テ其募集ニ應シタル株主ニシテ、一旦會社ノ事變ニ際シ各自ノ資産ヲ盡シテ會社ノ義務ヲ完償セサルヲ得サルトキハ、其株主ニ於テハ實ニ有限責任モ恃ムヘカラス。又無限責任會社ハ其社ノ株式賣買授受共株主ノ自在ニシテ、役員等退社後ノ責任ニ關スル準則ナキトキハ其外ノ債主ニ於テハ會社ノ無限責任モ亦頼ムニ足ラス。會社ノ責任上ニ人民疑義ヲ懷キ、之ヲ論辨スルハ其謂レナキニアラス。法律ヲ以テ會社ノ契約ヲ規制シ、以テ社員及ヒ債主ヲ保護スルモノナキニヨリ、良民ハ毎ニ其權利ノ枉屈ヲ被り、奸商黠徒ハ其義務ヲ遁ルルヲ以テ、竟ニ人民ヲシテ結社併資ノ營業ニ懲り、會社ヲ蛇蝎視セシムルニ至ル。

畢竟會社法ノ準スヘキモノナク、單ニ人民ノ契約ニノミ是レ依ラシムルノ致ス所ナリ。一般人民ノ財產保護上ニ於テ一大欠典トス。」

明治十六、七年頃の情況は、すでに、歐米の會社に有限責任の無名會社等があることが知れ渡り、それを真似て、わが国でも「責任有限」

を廣告する東京海上保險會社などが現われ、官がそれを「人民相對營業ニ任セ」て認めたために、あたかも、わが國でも有限責任の會社が法律上も認められたように錯覚をした面があると思われる。もつとも、官としては、有限責任禁止条例が制定されたなら、当然、社則に有限責任を記載した會社の設立は認めなかつたであろう。しかし、實際には、有限責任を認める法律も、禁止する法律もなかつたのである。「興業意見」地方、宮城県の項に、「現行ノ法律規則等ノ内、農工商ニ關シ實際ニ於テ顯然影響ヲ及ホセシ程ノモノナシ。畢竟影響ヲ及ホスヘ

キ法律ノ設ケアラサリシナリ。」とあるのを見ても、當時の法制が如何に不備であつたかが想像できる。そのように、會社法が制定されないまま、實際には、明治二十年前後に、會社設立が急増する。(付表一参照)それが、日本の資本主義の離陸とみなされる。

○頁に、次の記述がある。「(明治十一年七月)府縣官職制の改正以來諸會社設立願は府縣官の便宜處分限内に付せしめられる。このころよりして各地に會社組織のもの纏々いで來りしがことに十七八年に至り盛に起れり。されども有限無限の責任すら法律上充分ならざりしどぞ。この解釋の一一定せしは十六年國文社の訴訟により始めて有限無限の區別も明かになれりといふ。」

しかし、今回は國文社訴訟の資料を入手できなかつたので、このことは確認できなかつた。ただ、「興業意見」がまとめられたのが、明治十七、八年頃と思われるのに、國文社訴訟のことは取り上げられておらず、有限無限の区別が分明でなく、混乱が続いていることを強調しているところを見ると、その「區別も明らかになれり」としたことは疑問である。

この時期の裁判は、いわゆる「指令裁判」であつた。つまり、「裁判所は、裁判に當つて、一々政府に伺を立て、その指令により裁判を行つた。そして、権力の政策方針、あるいは立法精神を具体的に指示したものは、大蔵省・司法省・内務省等の行政官庁であり、その最高統一者としては、太政官があつた。かようにして、過渡期の法秩序を広範な範囲で形成したのは、指令であり、それらは各省の日誌や法令集に集録されて、裁判上の参考に供されていた」とされる。⁽³⁾

その一方で、明治八年五月、大審院が設置され、三權分立の方向へ

進んだ。そして、同年六月、太政官は「裁判事務心得」を布告した。

その布告第三条に、「民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニ依リ習慣ナキモノハ條理ヲ推考シ裁判スヘシ」とあり、また、第四、五條には、判例及び頒布された布告布達以外、諸官庁の指令の法源性を否定した。「(二)にいう条理は、『法性』もしくは『理想法』、すなわち自然法であり、具体的にはフランス民法であった。法曹は朝野ともこれにより法的訓練を受け、かつ裁判の上にこれを実施した。次に、指令の法源性の否定は、三権分立の精神から出て、裁判所の独立性を高く掲げたものとして、政治的に評価されるべきであろう。しかし、実情は、指令のネグレクトは不可能であった。各種の事態に処して、これを重要な資料としない限り、裁判所は到底適切な判決を下しえなかつたからである。それ故にこそ指令は結局『從來官民ノ間に慣行スル例』として慣行法たる取扱を受けたのであつた」とされている。

それでは、司法省の考えはどうであつたか。その二、三の例をあげる。

明治一〇年一二月、内務省は司法省に対し、神奈川県の伺によれば、一般の会社条例制定まで国立銀行を除くほかすべての有限責任は許さずとしているが、内務省としては、逆に、定款中反対の規定がない限り「條例發行迄ハ其責任總テ各自所有ノ株高ニ止リ候儀可相心得」と指令したい旨を伺つた。これに対し、司法省は、責任の範囲は具体的事情によりことなり、一がいに有限無限を決定しえないと回答した。⁽⁵⁾

明治十六、七年頃、農商務省が司法省に対し、会社責任の儀につき照会したところ、司法省は、「(定款の) 會社責任ノ定ハ社外に効ナキモノ」と回答した。⁽⁶⁾

実際の裁判について、司法省がいかなる指令を与えたか確認できないうが、司法省の考えは、あくまで、成文の会社条例が制定されるまでは、会社の責任について、有限責任を認めることも、逆に禁止することもできないというものであった。確かに、それが法理というものである。

それに対し、勧業担当の省である内務、農商務両省は、積極的に有限责任を認めて、会社設立を勧奨したかつたであろう。

そのように、株主が有限責任か無限責任か明確でないことが、商業の発展を阻害していることを「興業意見」は強調し、会社条例の速かな制定を要望している。そして、農商務省は、明治十八年一月、太政官に「會社設立處分方布達之儀」を上申し、それに六十九条にわたる「會社取扱内則」を添付した。その内容は、明治十七年にドイツ人口エスレルが起草した商法草案を要約したものであつたとされている。しかし、その上申は、法典調査中という理由で、太政官の裁可を得られなかつた。

その一方で、明治十九年二月、大阪府は、「合資結社營業取締規則」を布達した。⁽⁸⁾

同規則第一条に、「凡ソ合資ニ係ル結社營業ハ左ノ項目ニ準據シ規定がない限り「條例發行迄ハ其責任總テ各自所有ノ株高ニ止リ候儀可立地戸長ノ奥印ヲ受ケ出願スヘシ」と定めている。これは会社設立免許制を採用したことを意味しており、東京府の届出制と異なる。そして、「左ノ項目」として、設立地・名称・業務・資本金額・営業年限その他を挙げるとともに、第一条第四として、「責任有限無限ノ區別、但有限ノモノハ其制限ヲ詳記スヘシ」と定めた。また、第六条に、「社名ノ冒頭へ其有限責任若クハ無限責任タルコトヲ名稱スヘシ（コノ條

四月一日追加」と定めている。さらに、第七条に、「閉店ノ際ニ於テハ……届出且ツ七日以上新聞紙又ハ其他ノ方法ヲ以テ廣告スヘシ」と定めている。

この第六条の「有限責任ヲ社名ノ冒頭ニ名稱スヘシ」という規定は、イギリスの一八五五年「有限責任法」で、会社の名称の末尾に「Limited (LTD.) 又は Ltd. と略記することがある⁽⁹⁾」をつけて、有限責任の会社であることを表示することを義務づけたのにならつたものである。

もちろん、この規則は大阪府という地方の法令であり、全国に通用するものではない。しかし、大阪府内では、その有限責任会社の公示と、閉店の際の広告によつて、会社をめぐる紛争を防止し、不当な損害を蒙る債権者が減少することが期待された。

それに対し、司法省がいかなる態度をとつたか、もし、司法省が黙認したのであれば、他の府県が大阪府に追随して同様の規則を、なぜ制定しなかつたのか疑問が残る。それらについては、今後調査するつもりである。

(1) 『明治前期財政経済史料集成』第十八巻、八〇頁。

(2) 同史料集成、第十九巻、三八二頁。

(3) 福島正夫著『日本資本主義の発達と私法』二〇六頁。

(4) 同書、三九貢～四〇頁。

(5) 同書、三〇頁。

(6) 『明治前期財政経済史料集成』第二十巻、六八〇頁。

(7) 福島、前掲書、一二七頁。

(8) 『明治大正大阪市史』第六巻、九一六頁～九一七頁。

(9) 大隅健一郎著『新版株式会社法變遷論』八一頁。

以上述べたところにより、明治前半期、とくに明治十年代には、会社条例が制定されないまま、したがつて、会社及び株主の有限責任・無限責任が不明確なまま、株式を発行して資本を集め合本会社が数多く設立され、その中の破綻した会社については多くの紛争を生じた。それにもかかわらず、やがて、日本の資本主義を担うような会社が、その中から生れて來た。とくに、明治二十年から同二十二年までの間に、諸会社の数は激増した。それは、この時期が好況で企業熱が高まつたからである。(付表一参照)

会社及び株主の有限責任・無限責任は、会社が破綻し、債務超過に陥つたとき、その超過債務を誰が弁済するかに關係している。したがつて、会社が順調に収益をあげ、高い配当を支払つているときには、それ程意識されないのである。

その後、企業熱の反動と明治二十二年産米が凶作だったことから、明治二十三年恐慌を迎える。この恐慌は、わが国で最初の資本主義的恐慌であるとされている。そして、それにつれ、明治二十三、四、五年は、諸会社の数は横ばい、資本金合計は微減となつてゐる。

さて、以上の明治前半期のわが国における会社制度は、ちょうど、十九世紀前半のイギリスの会社制度に似てゐる。当時、一八二五年に泡沫会社条例が廃止されるまで、特許状のない合本会社は、株式の發行を禁止されていた。同条例廃止後も、一八四四年の「登記法」、一八五五年の「有限責任法」によつて、有限責任の株式会社が準則主義によつて自由に設立できるようになるまで、特許状のない合本会社の發行した株式には、有限責任が公認されていなかつた。それでも、産業革命によつて成長しつつあつた各種の合本会社が、株式を發行して資本を集め、どんどん發展していくのである。⁽¹⁾

わが国明治前半期の会社概況（日本帝國統計年鑑より作成）

調査年月	私立銀行			銀行類似會社			諸會社
	社数	資本金合計（円）	社数	資本金合計（円）	社数	資本金合計（円）	
明治十三年	二九	六、二八〇、〇〇〇	一一〇	一、二一、六一八	* * *	* * * *	二七、七七四、九六三
明治十四年	九〇	一〇、四四七、〇〇〇	三六九	五、八九四、六七五	六九五	二七、七七四、九六三	
明治十五年	一七六	一七、一五二、〇〇〇	四三八	七、九五八、三七五	* * *	* * * *	
明治十六年	二〇七	二〇、四八七、九〇〇	五七二	一二、〇七一、八三一	一、七七二	三〇、四四六、五〇一	
明治十七年	二三四	一九、四二一、六〇〇	七四一	一五、一四二、七四八	一、四二二	二六、九五八、〇五一	
明治十八年	二二八	一八、七五八、七五〇	七五四	一五、三九七、九八二	一、三〇一	五三、六六一、〇二〇	
明治十九年	二二〇	一七、九五九、〇二五	七四八	一五、三九一、三〇四	一、六六九	六二、六九六、七九一	
明治二十年	二二一	一八、八九六、〇六一	七四一	一五、一一七、六七六	二、〇三八	六七、八五五、四六八	
明治二十一年	二二一	一六、七六一、六〇九	七二三	一四、四五三、五五三	二、五九三	一一七、六六九、九八一	
明治二十二年	二二一	一七、四七一、一七〇	六九五	一四、四二一、〇〇四	四、〇六七	一八三、六一五、〇七七	
明治二十三年	二二七	一八、九七六、六一六	七〇二	一四、五一二、六一六	四、二九六	一三二五、四七七、一四〇	
明治二十四年	二五一	一九、七九六、八二〇	六七八	一三、八二七、四三四	四、三〇六	一九九、五八八、四九九	
明治二十五年	二七三	二三、八五六、一七七	六八〇	一三、九四四、六四四	四、五〇七	一九八、七四六、一五六	

(注1) 諸會社について、「從來會社組合等ノ名儀ヲ以テ營業スルモノ又工業ハ集合体ト個人トヲ問ハズ千圓以上ノ資本金ヲ

以テ營業スルモノヲ揭載セリ」としている。(第十五回日本帝國統計年鑑明治二十九年六七九頁)

(注2) 明治十三年の銀行類似會社と明治十四年の諸會社は六月調、他はその年末調と推定される。

わが国明治前半期の会社の中には、株主の責任の不明確なまま、株式を発行して資本を集め、特許状のない合本会社に似た形態の会社がかなりあつたのである。

明治二十六年七月、会社法を含む商法の一部が施行され、それぞれ、社員の責任が有限か無限か明確な合名会社・合資会社・株式会社に行ることになり、社員の責任の不明確な会社は姿を消すことになつた。

そのような近代的会社制度の確立が、その後の日本の資本主義の発展の基盤の一つとなつたのである。

(1) イギリスの会社法の発展については、大隅健一郎著『新版株式会社法變遷論』七〇頁～八五頁、とくに八〇頁参照。

五 わが国明治前半期の個々の会社

わが国の明治前半期においては、官の勧奨により、多くの会社企業

わが国明治前半期の会社制度の展開過程

が設立されたが、その大部分は零細で事業基盤の弱いものであつたから、明治十四年～同十八年の不況期までに、その半分以上が破綻してしまつた。しかし、その中から、後に、日本の産業の中核を形成するような会社が生れて來た。そして、明治十九年一月より、旧紙幣と正貨兌換日本銀行券との交換が始まり、貨幣価値が安定するようになり、それにもとづいて金融機関も整備され、鉄道業、紡績業、鉱業などの諸企業が勃興した。もっとも、その反動と、明治二十二年の産米凶作のため、明治二十三年に恐慌に陥つた。これが、わが国で最初の資本主義的恐慌とされている。その恐慌が収束に向うのと並行して、明治二十三年に諸法令が公布され、続いて、国会が開設され、その審議を経て次々と法律が成立・施行されていった。その一つとして、明治二十六年七月一日会社法をふくむ商法の一部が施行され、ようやく、わが国の会社法制が確立された。その近代的会社法制の確立が、その後の日本の資本主義の発展の基盤の一つとなつた。

ここでは、明治初年以来、その会社制度が確立されるまでに成立した個々の会社について、その会社形態がどんなものであつたかを検討する。

(一) 為替会社と通商会社

明治二年二月、通商司が東京、西京（京都）、大阪の三府と各開港場に置かれた。

通商司は、その「兩替屋ヲ建ルノ權」と「諸商社ヲ建ルノ權」にもとづき、各地の富豪や商人を参加させて、為替会社と通商会社をそらの地につくらせた。通商会社は通商司とまざらわしいので、後に、開商會社・開商社と改称した。東京開商社は、東京商社と称した。通商司によつて定められた為替会社規則には、その第一ヶ条に、

「……萬一持明カサル向官府ニオイテ引請相辨可申事」とあり、政府保証を与えた。その上で、第三ヶ条に、「為替會社惣頭取ヲ始、社中一統分限に應シ金子差出シ、貸附並爲替元備エ差加可申」とあって、社中一統が身元金（差加金）を出資すべきことを定め、第八ヶ条に、「差加金、預リ手形賣買致候トモ隨可爲」とあり、差加金は自由に売買してよいとした。この差加金（出資金）が株式のように自由に売買されることをもつて、菅野和太郎は、為替会社がわが国における株式会社の始りであるとしている。しかし、株主全員の有限責任制が法律上確立されていなければ、株式会社であるとはいえない⁽³⁾ので、この菅野説には賛成できない。

なお、為替会社は金券つまり紙幣を発行する一種の銀行であった。

政府保証を与えたにもかかわらず、商人たちは為替会社や通商會社・東京商社などに参加しようとなかつたので、通商司官吏杉浦が、「参加しなければ、蝦夷へ追放する」とおどしたので、恐れて、東京商社へ商人たちが参加したという話が残っている。⁽⁴⁾

通商会社規則第一ヶ条に、「通商會社ハ諸商社ヲ惣轄致、各社商力之不足ヲ助ケ買商之掛引ヲ指揮シ、商業繁榮ナラシメ可申事」とある。ここで商社とは、同規則第十五ヶ条に、外國貿易商社は生糸・茶・蚕印などを區別して建て、京都市中商社は呉服・太物・米・麦などを区別して建てるとあるから、同業者の集りのようなものと思われる。

(1) 『明治前期財政經濟史料集成』第十六卷、四四頁～四六頁。

(2) 菅野和太郎著『日本會社企業發生史の研究』二四九頁。

(3) 大塚久雄著『株式會社發生史論』八八頁、一五一頁等。

(4) 菅野、前掲書、一三八頁。

(5) (1) の四六頁～四九頁及び三九頁～四〇頁。なお、通商會社規則に

は二種ある。一つは巳七月廿九日付、もう一つは巳八月付である。ここでは後者を参考にした。ただ、前者の第二ケ条に「不埒之節ハ於官府引

請相辨可申事」という文言が入っており、後者では削除されている。」

明治四年三月、開商會社は所在地管轄廳へ移管された。神戸開商會社は兵庫県へ、以下、大津→大津県へ、堺→堺県へ、敦賀→小濱藩へ、それぞれ移管された。

明治四年七月、通商司が廢止されたので、その事務を大蔵省直管とし⁽¹⁾た。

明治六年三月、各為替會社と残りの通商會社（開商社）を解散した。そのときの各社の身元金と損失金は左の通りである。

東京爲替會社

身元金 九拾四萬八千五百圓也

損失高 參拾九萬〇四百圓餘

東京商社

身元金 拾參萬七千圓也

損失高 六拾萬九千八百圓餘

横濱爲替會社

身元金 拾八萬七千圓也

損失高 捨四萬七千圓餘

西京爲替會社

身元金 貳拾參萬八千五百圓也

損失高 參拾七萬貳千貳百圓餘

大阪爲替會社

身元金 四拾六萬六千五百圓也

損失高 七拾五萬圓餘

神戸爲替會社

身元金 挑壹萬八千圓也

損失高 貳拾貳萬六千圓餘

それらについて、大蔵省事務總裁大隈重信は「正院ニ上陳書」を提出して、それまでの貸付金返納容免及び新規御下金相成るよう願出、許された。その上陳書には次の記述がある。

〔參府貳港兩會社之儀、莫大之損失ヲ生シ、廢替之勢ニ至リ候者、各分散法ヲ以テ處置可致ハ條理ニ於テ當然之事ニ得候共、畢竟官府ノ誘導ニ起因シ、……立會當初之事情等厚御斟量特別之典ヲ以、左之割合之通上納金御容捨或ハ御下金相成、又株主共ニモ其力可堪程之損失ニテ、各令解社……〕

一、金九拾壹萬五千九百圓

從來貸付金返納御容免有之度高

一、金四拾萬圓餘 此度新規御出方相願候高

メ金百參拾壹萬五千九百圓

内四萬圓引 橫濱爲替會社ヨリ即今上納高

差引總計 百貳拾七萬五千九百圓餘

全御損失高

これを見ると、政府が大きな損失を負担したように見えるが、三井文庫所蔵の「東京商社始末方書類」を見ると、東京商社の損失の中に、

本来、政府が負担すべき費用を東京商社に負担させたものが、相当あることがわかる。同書類中、東京商社改正掛（清算人）荒尾亀次郎と岩塚利兵衛の二人が、明治八年五月、三井組の三野村利左衛門と斎藤純藏宛に提出した「口上覺」がある。それには、次のような記述がある。

「資本金若干辨償シテ原野不毛之地ヲ開墾シ、舊幕窮民ヲ授産ニ扶助シ、物價下落ナサシメンガ爲メ味噌醤油製造所ヲ設、王子滝ノ川器械ニ出金、三陸地方凶荒、戦争後民部省通商司兩官ノ御指揮ニ基キ是

エ出張シ窮商巨萬之人民救助ノ爲メ結社ヲ設ケ若干ノ金ヲ貸附、函館港江渉リ支社ヲ設ケ、厚岸ノ漁業ヲ引受、地方貸附淹滞金モ嵩ミ往復

ノ失費精米運轉之沈没北越新潟江結社シ在番役員ノ失策三社ノ損失其一分ヲ償ヒ、庚午米價騰貴府下之災民撫育ノ爲メ低價ニ至ラシメントシテ舊町會所豫備米之内辨償右繰替上納之用意トシテ尾三勢濃ノ四カ國江出張シ買附米始末ノ損毛夥ク有亦府下貸附方有名無實ノ條件モ有之兩替方ノ不体裁辛未三陸地方之租税米引請ノ損毛若松縣貢米引受ノ損毛其他束テ莫大ノ金額爲替會社ヲ始トシ諸向大負債ニ至リ既ニ瓦解二可及之所……」

これを見ると、窮商災民の救助や租税米引請の損毛とか、本来、官が官金を費して行うべきところを、東京商社が肩替りしていることがわかる。それらがどれ程の失費になつたか明細は不明であるけれども、

東京商社は本来の通商會社としての業務を逸脱して、民部省の出先機関のような役割を果させられたことがわかる。したがつて、東京商社を通常の事社會社とみなすことはできない。

なお、明治六年三月、東京商社に対し、正米限月取引（正米延取引）及び油取引が特許され、その口銭で東京商社の損失を補填することとなつた。⁽⁴⁾また、大阪開商社内油相庭會所を堂島米會所へ合併し、堂島米油相庭會所と改称した。⁽⁵⁾

(1) 『明治前期財政経済史料集成』第三卷。『大藏省沿革志』下、二九八

(2) 『同史料集成』第十六卷、一七〇頁～一七一頁。

（3）（2）と同じ。

（4）（2）と同じ。また、小谷勝重著『日本取引所法制史論』二二五頁にも出ている。

（5）小谷、前掲書、一二六頁。

（二）国立銀行

明治五年十一月、国立銀行条例が布告され、それにもとづき、明治六年七月、第一国立銀行が開業免許を受け、ただちに開業した。しかし、はじめ、国立銀行紙幣は正貨兌換であつたため、紙幣を発行しても、ただちに兌換されてしまい、紙幣はほとんど流通しなかつた。そのため、明治九年までに、第一、第二、第四、第五の四行にとどまつた。（大阪第三国立銀行は、依願解散した。）なお、為替會社の中で、横濱為替會社は損失が比較的軽かつたので、横濱第二国立銀行に組織変更されたが、他の為替會社は損失が大きく、解社せざるを得なかつた。

国立銀行の設立がふえなかつたため、政府は、明治九年八月、改正国立銀行条例を布告した。改正条例では、通貨をもつて兌換の準備とすることを認めたので、国立銀行の設立が相繼ぎ、明治十二年十二月の京都第百五十三国立銀行をもつて、政府が予定していた国立銀行総資本金四千万円に達したので、以後設立を認めなかつた。そして、明治二十六年七月、商法の一部施行とともに、銀行条例、貯蓄銀行条例が施行されたのに伴い、国立銀行はその営業満期となる明治三十年頃より、逐次、私立銀行に転換していく、明治三十二年にその跡を絶つた。⁽¹⁾

国立銀行の会社形態としての特徴は、株主の有限責任を明確に規定したことと、株式を頭取取締役の承認を得た上で、自由に譲渡できる

ことを明確に規定したことである。それゆえ、わが国における株式会社の第一号は、第一国立銀行であるといえる。

旧条例第五条第三節に、「此株高ハ全ク株主ノ所有物ナレハ頭取取締役ノ承認ヲ得銀行ノ元帳ニ引合セシ上ニテ讓渡ヲナス」⁽²⁾「勝手タルヘシ」とある。また、改正条例第三章第三十八条に、「此條例ヲ遵奉スル銀行ノ株式ハ成規第二十七條三十條ニ規定スル所ノ手續ヲ以テ之ヲ賣買讓與スルヲ得ヘシ」とある。いずれも、株式の自由譲渡を規定した条文である。

旧条例第十九条第一節に、「國立銀行ハ三分一以上ノ株主ノ説ニ從テ平穩ニ之ヲ分散シ之ヲ鎖店スルヲ得ヘシ」、同条第二、三節に紙幣の引換方を規定した上、同条第四節に、「然ル上ハ其銀行發行紙幣ノ世上ニ殘存スル分ハ大藏省ニテ之ヲ引換ヘ銀行ノ株主等ハ聊モ其責ニ任セサルヘシ」とある。また、改正条例第十二章第一百一条に、「此條例ヲ遵奉スル國立銀行ノ株主等ハ假令ヒ其銀行ニ損失又ハ其他ノ事故アリテ其銀行鎖店分散スルヲアルほ其株主等ハ其創立證書ニ於テ掲載シタル株式金額ノミヲ損失スルノ外其鎖店分散ニ付テ別ニ賦當出金ヲ受クルノ責メ勿カルヘシ」とあり、いずれも、株主の有限責任を規定した条文である。

ここで重要なことは、これが太政官布告の条例であることがある。

条例に基づかない会社の定款に、有限責任の条項を入れ、それが府県官や各省の承認を得たとしても、とくに、「人民相對營業ニ任セ候」の文言がついている場合には、その有限責任条項は、「社外ニ効ナシ」というのが、司法省の見解である。その点、国立銀行の場合は、国立銀行条例に株主の有限責任が明確に規定してある。その意義は大きい。

(1) 横井時冬著『日本商業史』三五七頁～三六二頁。

(2) 国立銀行条例の条文は、国立国会図書館所蔵の「法令全書」によつた。各条例については、以下同様であるので注として記さない。

(三) 株式取引所と米商會所

米穀及び油の会所（取引所）に関する法制は、明治になつてから二転、三転している。米穀の限月売買（先物取引）が米価の騰貴をもたらすとして、明治二年二月、正米（現物の米）売買の外、空米等の商内（アキナイ、売買）が堅く禁止された。⁽¹⁾しかし、明治二年六月には、東京商社に対して正米限月売買が許可され、それが同年十月その取引の中止を命ぜられ、さらに、明治四年三月、再許可になつているここまでは、あくまで正米（現物米）の取引である。⁽²⁾

明治四年四月、大阪の堂島米會所取建が許された。そこでは米の定期取引（限月米取引）が行われた。また、同時に、大阪開商社内に油相庭会所取建が許され、そこでも米にならつて、油の現物取引と定期取引が行われるようになつた。（なお、大阪開商社は油以外の相場取引は遂に之を行わなかつたことが記されている。⁽³⁾）

明治六年三月、大阪開商社解散に伴い、油相庭會所は堂島米會所に合併され、堂島米油相庭會所となつた。

同じ六年三月、東京商社に対しても、米油の定期取引を行うことが特許された。⁽⁴⁾

明治七年十月、政府は株式取引条例を布告し、公債證書、官准會社株式の取引を行う株式取引所を創立する方法を定めた。また、同条例の規定により米商會所（米穀取引所）をも創立させようとしたが、同条例はロンドン株式取引所の制を範とし、その直譯に近い内容であつたため、「嚴烈なること恰かも秋霜の如く、その精微なること恰かも機械の設計圖のようである」といわれ、この条例による取引所は一つ

わが国明治前半期の会社制度の展開過程

も設立されず、空法に終つた。⁽⁵⁾

そこで政府は、明治八年五月、米穀相場会社準則を制定したが、これも無効であつた。その間、業者は従来の売買仕法の延期を請願し、⁽⁶⁾許された。

明治九年八月、政府は米商会所条例を布告した。この条例によつて同年九月、大阪堂島米商会所が設立されたのに続き、東京の兜町、蠣殻町の両米商会所をはじめ、合せて、十八米商会所が設立された。⁽⁷⁾

同条例は、株式組織の取引所として米商会所の設立を認めたものである。しかし、株主の責任については何も触れていない。その点は、明治十二年二月の米商会所条例中改正で明確に規定された。同中改正では、株主の責任を有限責任（持株限り又は持株幾倍の責任）・又は無限責任（株主全員の連帯無限の責任）制とし、之を創立證書に明規すること（第二條第三節但書追加）とした。それにより、実際の米商會所がどちらを選択したか明らかでない。

その一方で、明治十年前後に大量の公債が発行されたので、その円滑な取引を計るため、政府は、明治十一年五月、新たに株式取引所条例を布告した。同条例によつて、ただちに東京株式取引所が設立され、続いて、同年六月、大阪株式取引所が設立された。⁽⁹⁾

同条例は、第一条で、地方長官を経て大蔵省へ出願し、大蔵卿の許可を得て株式取引所を設立すべきことを定め、第五条で、株主の責任の有限或は無限であることを創立證書に明記することを定め、第十三条で、株主は取引所の承認を得た上で株式を譲渡できることを定めている。もし、創立證書に株主の責任が有限であることを明記すれば、その株式取引所は株式会社であることになる。実際に、大阪株式取引所の創立證書には、その第六条に、「當取引所ノ株主ハ其責任ヲ保證

有限責任ト定ムヘシ、故ニ若シ取引所ノ鎖店又ハ非常ノ損害ヲ受ケタル場合ニ際シテハ其負債及ヒ右ニ關シタル入費ヲ償辨スル爲現在所持ノ株高ニ倍迄ヲ負擔シ更ニ出金スヘシ」と定めている。⁽¹⁰⁾したがつて、大阪株式取引所は株式会社であったといえる。その他の株式取引所がどのように定めたかは不明である。

明治二十年五月、取引所条例（ブールス條例）が公布され、同年九月一日より実施された。この条例は株式取引所と米商会所を一体とする取引所を創設するものであった。とくに、これまでの常利株式会社組織の取引所が弊害を生じたのを改め、新設される取引所は、非常利の会員組織によることにした。この条例にもとづき、明治二十一年三月神戸取引所、同年六月佐賀取引所、翌年六月高岡取引所が、それぞれ免許を得て開業したが、その他の六取引所は免許を得たが開業せず、明治二十一年六月解散した。⁽¹¹⁾

明治二十六年十月、取引所法が施行され、株式会社組織の取引所と会員組織の取引所のいずれも認められることになった。同法施行当時、米商会所条例によるもの十三、株式取引所条例によるもの三、取引所条例によるもの三、合計十九取引所が存在したが、取引所法によつて、それぞれ更改された。また、新たに、株式会社組織のもの十九、会員組織によるもの二、合計二十一取引所が設立され、明治二十六年末に於て、新旧合計四十取引所があつたとされている。⁽¹²⁾

(1) 小谷勝重著『日本取引所法制史論』一九四頁及び一〇二〇頁。

(2) 同書、一九八頁～一九九頁、及び一〇二二頁。

(3) 同書、一九九頁～一〇四頁及び一〇二四頁～一〇二五頁。

(4) 同書、二二五頁～二七頁及び一〇二五頁～一〇三二頁。

(5) 同書、二二七頁～二三一頁及び一〇三三頁～一〇四二頁（株式取引

条例全文掲載)。

(6) 同書、二三四頁及び一〇五七頁。

(7) 同書、二三四頁～二四一頁。

(8) 横井時冬著『日本商業史』一八五頁～二九〇頁。

(9) 小谷、前掲書、二五七頁。

(10) 同書、一〇八四頁。

(11) 同書、三七六頁。

(12) 同書、四〇六頁～四一〇頁。

(四) 日本銀行

明治十五年六月、日本銀行条例が布告され、同年十月、日本銀行が設立された。同条例はその第一条に、「日本銀行ハ有限責任トシ、本行ノ負債辨償ノ爲メ株主ノ負擔スヘキ義務ハ株金ニ止マリモノトス」と定め、第五条に、「日本銀行ノ株券ハ總テ記名式トナシ、日本人の外賣買讓與スルヲ許サス」とし、第六条に、「日本銀行ノ株主トナラントスルモノハ大藏卿ノ許可ヲ受クヘシ」と定めている。ただ、第十八条に、「……總裁ハ専任、副總裁ハ奏任トス……」と定め、総裁は専任官、副總裁は奏任官という位の官吏であった。そうした特殊性をもちつとも、株主の有限責任と日本人間の株式自由譲渡が認められているので、株式会社であるといえる。

もちろん、日本銀行の特殊性は、日本の中央銀行であるところにある。政府は、明治十六年七月より日本銀行に国庫金の取扱に従事せしめ、明治十七年五月、兌換銀行券条例を布告し、日本銀行に兌換銀行券発行権を与えたので、日本銀行は明治十八年五月より兌換銀行券を発行し、明治十九年一月より、旧紙幣との交換をはじめた。これにより、わが国の貨幣制度が確立された。日本銀行を中心とする貨幣

制度・銀行制度の確立も、その後の日本の資本主義の発展の基盤の一つかなった。⁽¹⁾

(1) 横井時冬著『日本商業史』三六五頁～三六六頁、『明治大正史』第六卷、六七頁。

(五) 横濱正金銀行

明治十年頃、横浜で輸入商人が外国商館から商品を引き取る際には、日本の不換紙幣で銀貨を買入れて、その銀貨で支払をしなければならなかつた。そして、横浜や神戸で銀貨の売買が盛んに行われるようになつたが、銀貨売買は投機的思惑を呼び、銀貨相場は変動した。そのため輸入商人は大きな不便と危険を蒙つた。とくに、外國為替は、東洋銀行、香港上海銀行、マーカンタイル銀行等の外国銀行が扱い、専横を極めた。また、それらの外国銀行は洋銀券と称する一覽払いの銀貨手形を発行し、それにより銀貨市場を左右した。そこで、日本人の手で正銀取引の一大銀行を設立し、正銀の供給運転を便利にし、内外商人の間に介在して金融・為替・荷為替業務を行うことにした。それが横濱正金銀行の発起の趣旨である。⁽¹⁾

横濱正金銀行の資本金は參百万円であつたが、そのうち、百万円を政府出資とし、国庫準備の中より銀貨百万円をこれに當てた。⁽²⁾

明治十三年二月九日、神奈川県令の奥書を得て、創立証書及び定款を大藏省に提出し、同年二月二十三日、大藏卿より開業免状を交され、同月二十八日開業した。

横濱正金銀行創立證書前文及び定款前文に、「大日本政府ニ於テ明治九年八月一日制定施行シタル國立銀行條例ニ遵據シ」との文言があり、また大藏卿の開業免状にも、「國立銀行條例ノ手續ニ準據シタルコト分明ナルニ付」という文言が見られる。ただし、定款の条文中に

は、第四十七条に、「：鎖店ノ手續ハ總テ國立銀行條例ヲ遵奉シテ之ヲ施行ス」とあるだけで、株主の有限責任は明記されていない。そこ

で、横濱正金銀行が國立銀行条例を遵奉することによつて、横濱正金銀行は同條例に準拠していることを確認したことによつて、横濱正金銀行は國立銀行條例に定めるすべての権利義務を得たと解釈すれば、横濱正金銀行は株式会社であつたといえる。しかし、そうでないという反論の余地はある。それは、横濱正金銀行は國立銀行でないからである。

横濱正金銀行の事業は一時損失を招き、苦況に陥つたが、資本銀貨を政府に買上げてもらい、その利益で損失を補填した⁽⁴⁾。その後、海外為替事業が発展し、資本不足を感じるようになつたので、明治二十年三月、資本金を六百万円に増資した。その頃、政府も横濱正金銀行の事業は國立銀行の事業と異なることを覺り、明治二十年七月、横濱正金銀行条例を公布した。

同条例第一条に、「横濱正金銀行ハ有限責任ニシテ其負債ニ對シテ株主ノ負擔スヘキ義務ハ株金の止マルモノトス」と定め、第五、第六条に、その株式の日本人間の自由譲渡を定めた。この条例により、横濱正金銀行は真正の株式会社になつたのである。

- (1) 『横濱正金銀行史』第一、四頁。
- (2) 横井時冬著『日本商業史』三六三頁。
- (3) 『横濱正金銀行史』附録甲卷ノ一、一六頁～三四頁。
- (4) 横井、前掲書、三六三頁。

以上の國立銀行、取引所、日本銀行、横濱正金銀行は、それぞれの条例にもとづく株式会社であつた。(取引所には、会員組織のものや無限責任のものもあつた。)

そのほかに、官許あるいは特許会社がある。

(六) 共同運輸会社及び日本郵船会社

明治十五年頃、わが国は優良船舶を整備して、外国船に対抗する必要がある、軍事輸送の必要がある、三菱の独占を打破する必要がある、などの理由から、井上外相、品川農商務大輔らが主唱者となつて、新しい海運会社の設立に動いた。明治十五年七月、政府は新設運輸会社を共同運輸会社と名づけ、同月十四日、創立発起人会を農商務省で開いた。発起人には、益田孝、瀧澤喜作、原六郎らが参加した。

明治十五年七月二十六日、政府は同社に命令書を下附し、同時に、資本金三百万円のうち、政府が百三十万円を出資することとした。政府高官らが同社の株式募集に助力するなど力を入れたので、明治十六年一月一日、東京風帆船会社、北海道運輸会社、越中風帆船会社を合併して、共同運輸会社は開業した。開業時には、資本金六百万円、うち政府出資二百六十万円であった⁽¹⁾。

その後、郵便汽船三菱会社と激しい競争を展開し、両社共倒れになる形勢となつたので、両社合併の動きが出たが、一時は決裂して競争を再開するなど紆余曲折を経て、明治十八年九月二十九日、両社の合併会社、「日本郵船會社」の設立を農商務卿が「出願之趣聞届候」として認可した。同時に、農商務卿の命令書を下附した⁽²⁾。

日本郵船会社に対する命令書第一条に、「其會社ノ責任ヲ有限トシ、負債辨償ノ爲メ負擔スヘキ義務ハ株金ニ止マルヘシ」とあり、第五条に、「其會社ハ中外ノ海運ヲ以テ專業トナシ、他ノ事業ニ關涉スヘカラス」、第七条に、「政府ハ其會社ノ株金全額ニ對シ開業ノ日ヨリ十五ヶ年間其利益年八分ニ達セサル時ハ之ヲ補給スヘシ」とある。(第七條は、明治二十年十一月三十日附で、同年限中毎年金八拾八萬圓宛下

附に改正された。) 日本郵船会社の開業時の資本金は一千百万円であった。

以上のように、農商務卿の命令書によつて、株主の有限責任が規定されたのであるから、日本郵船会社は株式会社であつたといえる。

(1) 横井時冬著『日本商業史』三二六頁。

(2) 『日本郵船株式會社五十年史』昭和十年刊。

(七) 大阪商船会社

明治十年、西南戦役後、景気が良く、瀬戸内海海運は活況を呈した。就航する船舶百十余隻、船主七十名となる。そのため、競争が激しくなり、運賃が下落した。そこで、明治十二年五月、大阪府は、「西洋型商船及ヒ問屋取締假規則」を布達して運賃競争を禁止し、取締所を設ける一方、船主問屋の連合を促した。一度は運賃盟約が成立したが、明治十三年、再び競争が激化した。明治十四年、大阪府は、「小型客汽船取締規則」を布達して、その第三十七条で、「互ニ申合規則ヲ設ケ確守スヘシ」とした。これは、今日の運賃カルテルに当る。さらに、明治十四年四月、運賃協定を結び、その実施のため、伊庭貞剛を頭取とする大阪汽船取扱所を設立し、運賃プールを行つた。

明治十五年五月、同盟汽船取扱会社を設立して、大阪汽船取扱所の業務を引継いだ。それでも、明治十四～十八年の不況で、船主らは内密に競争を行い、同盟は崩壊に頻した。そこで、完全な企業合同によつて、多数船主を打つて一丸とする一大汽船会社を設立して、その苦況を開拓しようとする気運が生れた。

周囲から推されて、住友の廣瀬宰平らが創立委員となつて、明治十五年十二月、大阪府知事に対し、大阪商船会社の創立願書を提出した。

大阪府知事は喜んでこれを認可した。しかし、既存船の現物出資が中

心であり、中には債務つきの船もあるなどで、その船の評価を工部省船舶管理局に依頼したが、なかなか評価が難行し、また、創立定款案に創立委員がそのまま新会社の重役になるという文言がはいつており、それをめぐつて紛糾し、結局、その文言を撤回するなどのことがあつて、創立業務は遅れ、明治十七年四月、大阪府廳で創立総会を開き、明治十七年五月一日より開業した。同社に加盟した船は六十五隻（平均百トン）であつた。

大阪商船会社の創立證書第六条に、「當會社ハ責任有限ト定メ株主ノ責任ハ其株金高ニ限ルヘシ」とあり、資本金百五十万円であつた。（この段階では、一般の会社と同じく、株主の有限責任は社内限りのものであつたと思われる。）

明治二十年八月、時の遞信大臣榎本武揚の命令書が同社に下附された。その命令書第一条に、「來ル二十一年ヨリ向七ヶ年ヲ期シ汽船ヲ改造スヘシ、汽船總トン數壹萬參千トンヲ最下トス」とあり、また、第四条に、「船舶改良能成金トシテ二十一年度ヨリ向八ヶ年毎年金五萬圓宛下附スヘシ」とある。その他、指定航路を必ず運航すること、郵便物を無賃で運送すること、政府官吏を派遣して検査を行うことなどが定められている。⁽¹⁾

その命令書により、大阪商船会社は政府の特許会社になつた。ただ、その命令書には株主の有限責任は明記されていないが、政府の特許会社については、株主の有限責任も公認されたと見てよいであろう。

大阪商船会社のはじまりは、競争を制限するための「合同によるトラスト」であつた。それは、アメリカにおける鉄鋼業界のU.S.スチールの形成と軌を一にするものであつた。

(1) 『大阪商船株式會社五十年史』昭和九年刊、及び横井時冬著『日本商

業史』三二七頁～三二九頁。

(八) 日本鉄道会社と私設鉄道会社

明治新政府は、はじめ、わが国の幹線鉄道は、すべて官設する予定であった。しかし、財政上、それが困難であることがわかつて来たところへ、岩倉具視らの華士族が明治十四年五月、日本鉄道会社の創立願書、出金人名簿、特許請願書を東京府知事へ提出し、それを岩倉の意を受けた第十五国立銀行が支援することを申出て來たので、同年十一月十一日⁽¹⁾、政府から工部卿の名で、「日本鐵道會社特許條約書」が下附された。その条約書には、「日本鐵道會社ノ創立定款ヲ認可シ、政府ノ名ヲ以テ左ノ條項ヲ命約ス」として、鐵道用地取得に公用土地買上規則の適用、官有地無償払下げ、地租税免除、利子・不足金の補助等の請願を認める旨が記されていた。また、工部省の技術援助などの指導と保護が受けられることになった。

日本鉄道会社定款には、第一条に、「東京—青森間ノ鐵道ヲ建設シ運輸業ヲ營ム」とあり、第四条に、「本社ノ責任ハ有限トス、故ニ會社ニ損失又ハ他ノ事故アリテ閉鎖分散スルコトアリト雖モ、株主ハ其株金ヲ損スルニ止マル者トス」とあり、また、第十七条に、「政府ヨリ年八分ノ利子ヲ補給セラレルニ付……毎年ノ配當金ハ年八分ヨリ下ラサル可シ」とある。それによつて、日本鉄道会社は政府特許の会社となり、株主の有限責任も公認されたものと思われる。また、その株式は一種の優先株であつたとみなされる。

明治二十年五月、政府は、「私設鐵道條例」を公布した。それにより、その後、私設鉄道の設立出願が続き、鉄道ブームが起つたが、明治二十三年恐慌により挫折するものも出た。

なお、私設鉄道条例には、私設鉄道会社の株主の有限責任は規定さ

れておらず、その会社・株主の責任は不明確なままであった。

(1) 「日本鐵道株式會社沿革史」。

(2) 「日本國有鐵道百年史」第二卷。四二一頁～四二六頁。

明治三十九年三月、鐵道國有法が公布され、主要幹線鉄道は国有化された。

(九) 大阪紡績会社

明治十年代前半、綿絲の輸入量が大きく、貿易收支赤字の大きな要因となっていたので、政府は綿絲紡績業の振興を計る計画を立て、明治十四年に官營の愛知紡績所、広島紡績所などを建設する一方で、明治十二年、政府は華士族授産金の起業基金から一十二万九千四百五十円を投じて、二千錘紡績機一〇機を英國に注文し、それを無利息一〇ヶ年賦で民間に払下げた。その払下げを受けた九紡績所は次の通りである。玉島、下村、川島、市川各紡績所（以上、明治十五年設立）、豊井、長崎各紡績所（以上、明治十六年設立）、島田紡績所（明治十七年設立）、遠州、下野各紡績所（以上、明治十八年設立）。

なお、これとは別に、民間輸入の紡機の代金を政府が立替払い、無利息一〇ヶ年賦で返済する便宜を受けたものに、桑原紡績所（明治十四年設立）、宮城紡績所（明治十七年設立）、名古屋紡績会社（明治十一年八月設立）がある。

そうした綿絲紡績業振興の気運に押されて、大阪では、独自に大阪紡績会社が設立された。大阪紡績会社は、明治十五年四月、大阪府知事に対し、「資本金二十五萬圓ノ合本會社ヲ設立シ綿絲紡績營業仕度……」という願書を提出し、同年五月、大阪府知事より會社設立允准を受けた。明治十六年三月、創立総会を開き定款を議決した。

大阪紡績会社創立要旨第三条に、「當會社ノ責任ハ株高丈ケノ有限

タルヘシ」とあり、株主の有限責任を明記した。明治十六年十月、大阪府知事より定款の允准を受け、開業した。明治二十二年には、增资して資本金を百二十万円とし、わが国最大の紡績会社となつた。明治二十三年恐慌後、紡績連合会を中心にして、綿絲の生産調整ルールを結ぶようになった。

明治三十年、わが国の綿絲輸出高は、はじめて、綿絲輸入高を超えた。それが、わが国の資本主義確立の一つの指標とされている。

(1) 名和統一著『日本紡績業の史的分析』。

(2) 『東洋紡績七十年史』昭和二十八年刊。

(3) 福島、前掲書、五七頁。

(+) 三井銀行

明治八年七月七日、三井組總取締三野村利左衛門の名で、東京府に

対し、「三井組ノ名ヲ廢シ其業ヲ繼キ更ニ私立三井銀行ト稱」する無名会社（株式会社）を創立する願書を提出した。⁽¹⁾これを受けて、東京府知事大久保一翁は「可然御指揮有之度候」という上申を、大藏省に對して行つた。それに対し、大藏省では、議論区々に分れたが、結局、明治九年三月三十一日付で、左の通り指令を下した。

「伺之趣聞置候尤追而一般ノ候例制定可有之候間目今之處人民相對

ヲ以テ營業候儀ト可相心得旨相達候

但創立證書並ニ申合規則箇條中懸紙之通改正可致候」

これを伝達された三井組は指示通り改正し、再び、官許相成度段願出たが、三井銀行に限つて允許することはできないとして、明治九年五月二十二日、大蔵省は、「先般及指令置候通」と指令した。

三井組としては、官許、允許を願出したのであるが、「三井組ニ限り允許スルハ強テ民間ノ苦情ヲ求ムルニ等シク從テ官府ノ迷惑モ少カラ

サレハ⁽³⁾、あくまで、「聞置」、「人民相對營業候儀ト可相心得事」としたのである。また、創立証書第五条の原案に、「該銀行ノ鎖店ニ當リテハ……更ニ株金高十分ノ一ヲ助力出金スヘキ旨約定」、つまり、保證有限責任の無名会社にしたいとあつたのを、その上に懸紙がしてあつて、「各株主タルモノ該銀行ノ鎖店ニ當リテハ……其所持株數ニ應シ出金シテ其負債ヲ償却スペク若シ能ハザルモノハ一般身代限りノ御處分ニ任スヘシ……」と改正すべしとされた。つまり、株主たる者は無限責任を負うべしとされたのである。

その結果、三井銀行は無限責任の合名会社類似会社として、明治九年七月一日、開業した。

明治二十六年七月、商法の一部施行に伴い、合名会社三井銀行となつた。

(1) 『明治財政史』第十二卷、五一二頁～五二二頁。

(2) 同書、五二三頁。

(3) 同書、五二四頁。

(4) 三井文庫所蔵の三井銀行創立証書。

(+) 三井物産会社

三井組は、明治七年八月に國產方を設置し、国内の商品流通にかかり、また、米穀の輸出なども扱つていた。明治七年、井上馨、益田孝らが設立した先收会社が、井上の政界復帰により閉鎖に追込まれようとしていたので、それを三井組が引継ぎ、明治九年七月一日、三井物産会社を発足させ、同年十一月十五日、三井組國產方も三井物産会社に合流した。⁽¹⁾

三井物産会社組合約⁽²⁾によると、その第一条に、「此會社ハ私立會社ニシテ其責制限アルニ非ラス、故ニ若シ會社ニ損失アレハ、社中各

わが国明治前半期の会社制度の展開過程

員ノ身代ヲ盡シ、以テ償却ヲナサ、ルヲ得サルモノトス」とあり、第

二条に、「社中結盟ノ人員ハ三井武之助、同養之助トス」とあり、第三条に、「此商會ノ社號ハ三井物産會社トナシ、本店ヲ東京ニ置クヘシ」とある。それにより、当初、三井物産會社は、三井武之助、三井養之助の二人を無限責任社員とする合名會社類似の会社として発足したことかわかる。

三井物産會社設立出願に対し、東京府は、權知事楠本正隆の名で、

「書面願之趣ハ、當今會社一般條例取調中ニ付、追テ何分之儀相違候迄ハ、人民相對營業ニ任セ此社則ヲ以營業致共不レ苦候事」として許可した。⁽³⁾

三井物産會社も、明治二十六年七月一日、三井物産合名會社となつた。

(1) この間の事情は、安岡重明著『財閥形成史の研究』三〇六頁(一)三〇七頁にくわしく述べられている。

(2) 三井文庫所藏『北家第八代 三井高福』二千百二十四頁(一)二千百二十九頁。

(3) 同書、二千百二十四頁。

(2) 東京海上保険會社

明治十二年八月一日より、東京海上保険會社が発足した。同社の創

立定款第十一條に、「凡ソ株式ヲ保有スル本人ハ勿論之ヲ所有スヘキ權利アル者ハ會社ノ規則中ニ掲タル所ノ手續ヲ履ムニ於テハ其株式ヲ賣渡シ、或ハ讓渡スルヲ得ヘシ」とあって、株式の自由賣買を認め、

また、同第三十二条に、「凡ソ會社ノ株主タル者其責任ヲ免レント欲スルキハ其所有株式ヲ悉皆抛棄スルニ非サレハ之ヲ許サス」とあり、有限責

任を認めたことになる。

この創立定款を添え、東京府知事に設立許可を願出たところ、東京府知事は内務卿に伺を立て、明治十二年七月二十九日、内務卿伊藤博文の名で、「書面伺之趣聞届候事」という指令があり、同社の設立は認められた。⁽¹⁾

同社は、七月三十一日の郵便報知新聞に開業広告を載せ、次のことを報知した。⁽²⁾

一、資本金 六十萬圓

一、責任有限 即チ資本金及び非常豫備金の有限りは負債を辨償する種の廣告が新聞に掲載されたことが、世人に有限責任の會社があることを知らしめ、それについての関心を抱かせたことは想像できる。しかし、同社の場合も、内務卿は「伺之趣聞届」けただけであり、その有限責任制が法的に確立されたものではなかつた。

しかし、明治十六年一月、政府は四十万円を出資し（実際には、現金は出さず、負債弁償の必要が生じたとき払込む約束、つまり一種の政府保証を与えた）、船体保険をも引受けることを命令した。⁽³⁾

その出資及び命令により、東京海上保険會社は半官半民の特許會社になり、有限責任制も公認されたものとみなされる。

(1) 『明治大正保険史料』第一卷、第二編、第一類及追補、一五一頁(一)七一頁。

(2) 同書、一七六頁。

(3) 横井時冬著『日本商業史』四〇〇頁。

(4) 明治生命保険會社

明治十四年六月、阿部泰藏ら十一名が、東京府に対し、有限明治生命保険會社設立願書を提出し、同月二十九日付をもって、「書面之趣

ハ追テ一般會社條例發行迄人民ノ相對ニ任候條此旨可想心得事」として設立を認められた。

同社の最初の定款第五条に、「當會社ノ責任ハ資本金ヲ限りトシ、萬一非常ノ損失アルモ之ヲ資本外ニ及ホスヘカラス」とあり、株主の有限責任が記されている。しかし、それは、「人民相對ニ任セ」られたのであるから、法的な根拠は乏しかつた。⁽¹⁾

明治生命保険会社は、明治二十六年十二月二十二日、明治生命保険株式會社となり、さらに、昭和二十二年七月十五日、明治生命保険相互会社となつた。

(1) 『明治生命九十年史』資料編、一八五頁～一九二頁。

六 結 び

明治前半期は過渡期であり、混乱期である。

はじめ、明治新政府は、殖産興業政策の一環として西洋式會社制度の導入をはかり、福地の「會社辨」と瀧澤の「立會略則」を合本して、明治四年に官版として公刊するとともに、府縣に配布した。それに応えて、明治五年頃より會社設立が相繼いだ。しかし、福地、瀧澤らの本は、會社を大勢から資金を集め、それをまとめて一つの事業を行う仕組であるとしか紹介しなかつたため、弱小零細、しかもいかがわしい會社が続出し、弊害を生じたので、明治七年以降、官許をやめ、「人民相對營業ニ任セ」ることとした。

その後、明治八年、箕作の「佛蘭西法律書」の翻譯が出て、會社にはいろいろあること、とくに、全社員が有限責任の無名會社（株式會社）があることが知られ、明治十年頃より、有限責任會社であることとを表明する會社も現われた。しかし、司法省は有限責任會社を認める

法的根拠はなく、また、それを禁止する法的根拠もないとして、放置した。

明治七年より内務省が、明治十四年より農商務省が一般の會社を管轄することになったが、その両省も「人民相對營業」の原則をとつた。そのため、明治十四～同十七年の不況期には會社倒産相繼ぎ、その負債の処理をめぐつて、株主の責任が有限か無限かで紛争が起きた。

明治十九年、日本銀行が兌換銀行券を発行し、旧紙幣と交換を始め、貨幣・銀行両制度が確立され、貨幣価値が安定するにつれ、企業熱も高まり、多くの會社が設立された。それらの大部分は、人民相對營業の會社であつたが、好況のお蔭で、紛争は減つた。

かくて、一般の會社条例つまり會社法が制定されないまま、綿絲紡績業等の諸會社が發展した。會社法がなくても、會社は育つた。

その一方で、國立銀行、取引所、日本銀行、横濱正金銀行などが、それぞれの条例にもとづいて、株主の有限責任が認められ、また、日本鐵道會社、共同運輸會社、日本郵船會社、大阪商船會社、東京海上保險會社などは、それに、特許定約書・命令書を与えられ、政府の特許會社となつたので、それらについては、株主の有限責任が公認されたとみなされる。

また、三井銀行、三井物産會社などは、三井家の人がひとを無限責任社員とする合名會社類似の會社形態でスタートした。

(後記)

筆者は、平成元年四月より同年九月まで半年間、研究休暇を与えられた。

その間、国立国会図書館等に赴き研究を続けた。その成果をまとめたものが、この論文である。

わが国明治前半期の会社制度の展開過程

なお、この論文の概要は、平成元年九月三十日、京都産業大学で行われた、
経営史学会第25回大会・自由論題報告として発表した。

神奈川縣大書記官小島信民

内務卿大久保利通殿
明治十年十一月二十二日

参考資料

「わが国明治前半期の会社制度の展開過程」に関連して、明治十年頃の会社が負債超過になつた際の弁償責任の有限・無限について、司法省の見解を知る資料として、東京大学法学部図書館所蔵の「民事要録成篇」の記述の原文を掲載する。（同書一〇九頁一一二頁）

〔第四十一條 明治十年十二月六日内務省ヨリ照會〕

條例未發行ノ諸會社組合資金損失ノ際辨償責任有無限ノ儀別紙ノ通神奈川縣ヨリ伺出右ハ官許ノ有無ヲ不問該社則定款又ハ申合規則中有無限ノ明文掲條無之分ハ條例發行迄ハ其責任總テ各自所有ノ株高ニ止リ候儀ト可相心得旨指令可致ト存候右ニテ御支障ノ儀有之間敷哉爲念及御照會候至急何分ノ御回答有之度候也

別紙

第一條 諸會社組合資金損失其辨償等ノ責任有無限ノ儀ハ其會社組合ノ成立申合ニヨリ其別モ自然相生候儀ニモ可有之候得共目下ノ處ハ他日一般ノ會社條例御施行ノ日ニ非レハ國立銀行條例（即チ有限責任）ヲ除ク外自今設立スル諸會社組合ハ總テ有限責任ノ儀ハ不相成筋ニ可有之哉

第二條 従來營業スル官許ノ會社組合其條例規則中責任有無ノ旨意其條目ノ明瞭無之（即チ生絲改會社米商會所等）會社ノ儀ハ總テ無限責任ノ會社組合ト心得可然哉

但自今人民相對ヲ以結社營業スル會社モ亦本條ノ通可相心得哉
右ノ條々相伺候間至急何分ノ御指揮有之度此段相伺候也

神奈川縣權令野村靖代理

回答 十年十二月十四日
内務卿大久保利通殿
明治十年十一月二十二日

神奈川縣同諸會社責任有無ノ儀御照會ノ趣了承然ルニ其責任ノ有限無限ハ各會社ノ性質ニ因リ異ナルヘキ者ナレハ裁判上ニ於テハ其性質ト其事實トヲ證明シ然ル後各自所有ノ株高ニ止マルヤ或ハ各自ノ財產ニ及ホスヘキヤヲ判決スヘキ丁當然ナルヘシ然レハ御意見ノ通社則又ハ申合規則中有無限ノ明文ナキ者其責任總テ各自所有ノ株高ニ止マルヘキ云々ハ法律ノ効力ニ非サレハ之ヲ明定スヘカラサルヘシ抑神奈川縣同第一條ハ未タ照準スヘキ會社條例等ノ公布モ無之以上ハ其會社創立ノ趣意ニ因リ其條約ヲ以テ有限無限ヲ定ムルヲ得ヘキ者ニシテ必スシモ有限責任ハ不相成儀ハナカルヘシ第二條從來官許ノ會社ニシテ其條例規則中有限無限ノ明瞭ナラサル者ハ裁判上其事實ヲ審明スルニ非サレハ其如何ヲ判定スヘカラス但米商會所條例ハ右有限無限ノ明文ハ無之候得共有限責任ナリト思考ス然レキ素ト太政官ノ公布ニ係ルヲ以テ其原旨ノ如何ハ推測スヘカラス此段及御回答候也」